

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

独立行政法人農業者年金基金

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を公表する。

1. 環境配慮契約の締結状況

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和5年2月変更閣議決定）に定められる電気の供給を受ける契約、自動車の購入及び賃貸借に係る契約、船舶の調達に係る契約、省エネ改修事業に係る契約、建築物の設計に関する契約、建築物の維持管理に関する契約及び産業廃棄物処理に係る契約について、環境配慮契約法による配慮の対象となる契約に該当するものがなかった。

2. その他環境配慮契約の推進に関する重要事項

環境配慮契約を推進するため、環境物品等の調達の推進を図るために基金内に設けた推進本部を活用する。